

令和元年度 第2回全体庁議（5月17日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(4) 帯広市いじめ防止等に関する基本的な方針について [学校教育部]
----	-------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

平成25年9月に施行のいじめ防止対策推進法に基づく国の基本方針が平成29年3月に改訂され、市町村の努力義務として、いじめ防止等に関する基本方針の策定が求められたことから、帯広市のいじめ防止に係わる基本的な考え方を「帯広市いじめ防止等に関する基本的な方針」として整理、再構成し、いじめ対策に取り組んでいこうとするもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

帯広市いじめ防止等に関する基本的な方針の概要は以下のとおり

第1章 いじめ防止のための対策の基本的な考え方に関する事項

いじめ防止に関わる社会的な背景やその理念、法律におけるいじめの定義、帯広市におけるいじめ防止の基本的な考え方等について

第2章 いじめ防止等のために帯広市が実施する取組

帯広市または市教委が実施する取組として、いじめ防止等の組織に関すること、教育委員会として積極的に進めるいじめ防止等の取組等について

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する取組

市内の各学校がいじめ防止のために行うべき事項について、学校いじめ防止基本方針の策定に関すること、いじめ防止等のための学校の組織、いじめ防止等のための具体的な取組、いじめ発生後の取組等について

第4章 学校におけるいじめへの対処の流れ

学校におけるいじめ認知後の組織的な対応の在り方、被害児童生徒、加害児童生徒への教育的配慮、関係機関との連携等について

第5章 重大事態の対処

重大事態の意味や報告の流れ、重大事態の事実関係の調査や報告に関する流れ、総合教育会議開催の流れ、いじめの調査及び再調査組織等について

■ 今後のスケジュール

■ 審議結果

■ その他、指摘事項等

・特になし